平成２２年（フ）第２１０９６号
神奈川県藤沢市本町３丁目１－５－101
債務者　大熊由利子（旧姓柿沼）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０９７号
千葉県市原市君塚５丁目36
債務者　木村　徳子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０９８号
東京都調布市国領町８丁目１－35　都営調布くすのきアパート６－419
債務者　戸高　絵美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１１５号
東京都墨田区墨田５丁目21－12－106　リバーハイツＢ
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１１９号
東京都調布市国領町８丁目７－12　国領コーポＡ－２
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１２１号
東京都品川区大井４丁目４－２－604
債務者　十時　典子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１２２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目20－２－204
債務者　太田　志保
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１３３号
東京都日野市多摩平４丁目６－２　多摩平の森１－４－206
債務者　黒木　庸悦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１３４号
東京都八王子市打越町608－37－20Ａ
債務者　舛方　一雅
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１４１号
東京都羽村市羽東１丁目27－39
債務者　堀口　　章
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１４４号
東京都豊島区池袋３丁目３－16－101
債務者　黒田　隆史
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１５０号
東京都中野区中野１丁目41－25－201
債務者　柳沼ふく子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２８７号
大阪府吹田市千里山東１－18－８　ユニハウスドイ202号、住民票上の住所山口県下関市彦島田の首町２丁目５番26号
債務者　伊藤　義朗
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８８６号
東京都三鷹市上連雀３丁目10－26－202
債務者　坂上　牧子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０６８号
東京都中野区上高田１丁目37－18－205
債務者　大藤　毅彦
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１２０号
東京都大田区東雪谷２丁目３－２－６－３
債務者　関根　正樹
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部